



一般廃棄物処理業許可証

住 所 京都市伏見区南寝小屋町9 1 番地
氏 名 安田産業 株式会社 代表取締役 安田 奉春

令和元年5月29日付で申請のあった一般廃棄物収集運搬業許可申請については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次の条件を付けて許可します。

令和元年5月31日

多 賀 町 長 久 保 久 良



許 可 番 号	多産環許第 1-4 号
氏 名 (法人にあっては 名称および代表者氏名)	安田産業 株式会社 代表取締役 安田 奉春
事 業 所 の 所 在 地	京都市伏見区南寝小屋町9 1 番地
許 可 期 限	令和元年6月1日から令和3年5月31日まで
取 扱 廃 棄 物 の 種 類	事業系一般廃棄物
業 務 内 容	収集、運搬
許 可 車 両 お よ び 器 材	許可申請書の車両および器材であること。
処 理 場 所	湖東広域衛生管理組合 リバースセンター
営 業 の 区 域	多賀や

【許可条件】

1. この許可証は、他人に貸与し、また譲渡してはならない。
2. 許可期限が切れたとき、または業務を廃止もしくは休止したときは、直ちにこの許可証を返還しなければならない。
3. 車両には事業所名を表示すること。
4. 収集運搬車両、保管場所、器材および上記内容に変更があった場合は、速やかに届け出なければならない。
5. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び多賀町廃棄物の処理および清掃に関する条例を遵守し、善良な処理業者の自覚をもって業務にあたること。
6. 一般廃棄物処理業務実績を次月の10日までに報告すること。
7. 事業用ごみ袋で収集すること。
8. 他市町で収集したものと混載しないこと。
9. 法令条例又はこの許可条件に違反したときは、許可を取り消すことがある。